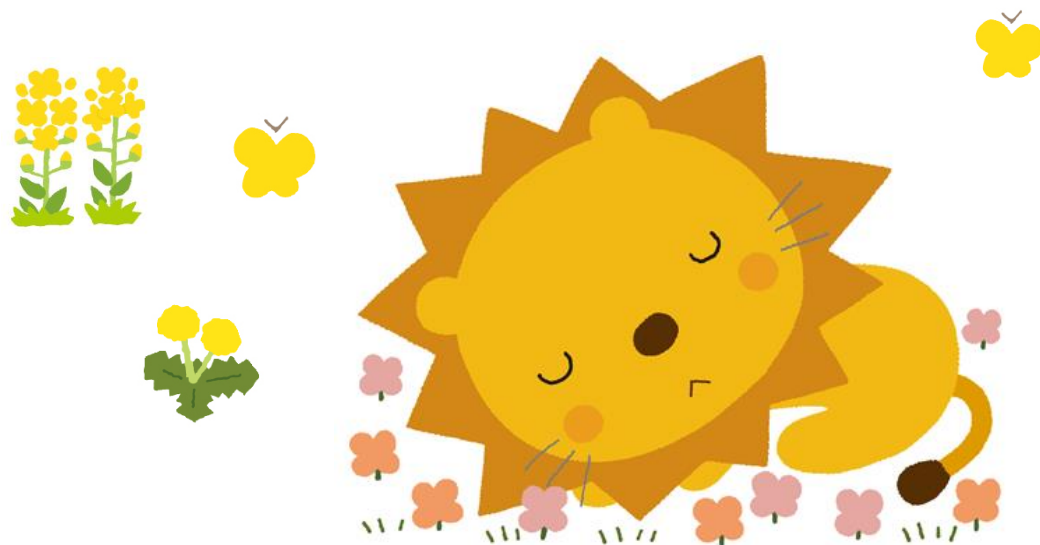


令和7年度用

認可保育施設在園中の手引き

令和6年12月作成

- (1) この冊子は、認可保育施設を利用していくうえで必要になる届出などをまとめたものです。
- (2) 保育料（利用者負担額）の特例（減額）や休園（保育の利用停止）などは、届を提出することによって各種手続きが行われますので、提出忘れないようご注意ください。
- (3) 区外へ引越しされるときは、子ども施設課入園係までお問合せください。
現在通所中の認可保育施設に引き続き通所できる場合であっても、転出先の区市町村に入所申込み手続きが必要となります。



■届出先及びお問合せ先

在園中の認可保育施設 または、子ども施設課入園係

※ 保育ママをご利用の場合は、子ども施設課入園係にご提出ください。

※ 転所の申請は、別冊「【認可】保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください。

■延長保育及び一時（スポット）延長保育についてのお問合せ先

在園中の認可保育施設

目次

1	保育の必要性の認定について	2ページ
2	保育の利用期間	4ページ
3	保育料（利用者負担額）	5ページ
4	公立・公設民営認可保育施設の延長保育	8ページ
5	保育料(利用者負担額)徴収基準額表	10ページ
6	家庭状況などの変更	11ページ
7	保育料（利用者負担額）の特例（減額）	13ページ
8	入所継続のための家庭状況調査	15ページ
9	保育の利用停止（休園）	16ページ
10	転所（申請方法）、11 退所（保育の利用解除）	17ページ

裏表紙 ■書類の配布場所・提出先について■

索引

内 容	ページ	内 容	ページ
あ 育児休業を取得する	11・12	さ 就労先が変わった	11
一時(スポット)延長保育を受けたい	9	就労先を辞めた	4・12
延長保育を受けたい	8	税額(住民税)が変更された	10・11
か 解雇・倒産した(生計の中心者)	13・14	生活保護が開始された	11
結婚・離婚をした	12	た 多子世帯の保育料について	7・10
口座振替について	6	な 入院をする(保護者・在園児)	16
子どもが新たに生まれた	11・12	は 引越しをした(区内で転居)	11
さ 災害にあった	13	引越しをした(区外へ転出)	11・17
産前休暇を取得する	11	保育時間を変更したい	3・12

1 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援に関する制度では、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（以下、「保育ママ」）、居宅訪問型保育事業、幼稚園を利用される保護者の方に「保育の必要性の認定（以下、「認定」）」を受けていただく必要があります。

（１）保育が必要な事由

◇就労（月４８時間以上の就労） ◇妊娠、出産 ◇病気、負傷又は障害
 ◇同居又は長期入院等している親族の介護、看護（月４８時間以上の介護、看護）
 ◇災害復旧活動 ◇求職活動 ◇就学（月４８時間以上の就学）
 ◇児童虐待のおそれがある又は配偶者からの暴力により保育を行うことが困難である
 ◇育児休業中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
 ◇その他、上記に類する状態として区長が認める場合

（２）認定の種類

認定区分	対象		利用できる主な施設
	児童年齢	保育	
1号認定	満3歳から就学前	教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳から就学前	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園 認定こども園(保育部分) 居宅訪問型保育事業
3号認定	0歳から満3歳未満	保育が必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認可保育園 保育ママ 小規模保育事業所 認定こども園(保育部分) 居宅訪問型保育事業

（３）保育の必要量

2号認定、3号認定を受ける場合、保育の必要量に応じて「標準時間保育」「短時間保育」の利用区分に分けられます。（1か月単位での認定となります。）

保育必要量の区分	保育時間
標準時間保育	午前7時15分～午後6時15分まで（1日最長11時間利用可能）
短時間保育	午前9時～午後5時まで（1日最長8時間利用可能） ※ あづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間保育のみとなります。また、各保育ママで利用可能時間が異なります。

（４）保育の必要性の事由に応じた認定区分

保育認定事由	認定期間	保育時間	
		標準時間	短時間
① 就労 （労働）	就労（月４８時間以上）している期間	○	○
	※保護者のうち「勤務の拘束時間」＋「通勤時間」が短い方で認定します。 ※「標準時間認定」、「短時間認定」にかかわらず、保育施設に預けられる時間は、 <u>「勤務の拘束時間」＋「通勤時間」</u> です。 (例)勤務時間７時間・通勤時間往復１時間の場合、計８時間保育の利用ができます。		
②妊娠・出産	妊娠：妊娠中の期間 出産：出産予定月を中心に前後２か月の計５か月の期間	○	○
③疾病・障害	治療に要する期間	○	○
④介護・看護	介護・看護（月４８時間以上）に要する期間	○	○
⑤災害復旧	復旧に要する期間	○	○
⑥求職活動	退職した翌月から３か月間 （例：８月末に退職した場合、認定期間は１１月末まで）	×	○
⑦就学 ・職業訓練	保護者の卒業・修了予定月の末日までの期間 （月４８時間以上の就学・職業訓練）	○	○
⑧虐待・ＤＶ	事由が解消されるまでの期間	○	○
⑨育児休業 （継続）	育児休業が終了するまでの期間 ※新たにお子様生まれ、育児休業を取得するが、既に保育を利用している子どもの継続利用が必要な場合	×	○

※ あづま幼稚園は短時間保育認定のみとなります。午前８時００分～午前９時００分の時間外保育料金は、６０分３００円です。直接、あづま幼稚園にお支払いください。

※ 保育ママは短時間保育認定のみとなります。また、保育ママの保育時間は午前８時３０分から午後４時３０分までの８時間、または午前９時から午後５時までの８時間、いずれかの保育時間を保護者の方に選択していただきます。選択した保育時間を超える場合は別途、その都度、時間外保育料金がかかります。時間外保育料金は、３０分３００円、１時間６００円です。直接、保育ママにお支払いください。時間外は保育ができない保育ママがいますので、事前にご確認ください。

（５）認定事由や保育時間の変更手続き

《必要な書類》

- ・『教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）』
- ・変更内容を証明する書類

※提出期限など詳しくは１１・１２ページをご覧ください。



2 保育の利用期間

（１）保育の利用期間とは

認可保育施設に通所できる期間のことです。入所内定後に通知する『保育施設利用調整結果（利用可）通知書』でお知らせします。入所後、期間の変更があれば『利用承諾期間決定・変更通知書』を送付し、新たな利用期間をお知らせします。

保育の利用期間は、保護者の状況により異なります。詳しくは、下記のとおりです。

保護者の状況	利用期間
就労中	就労している期間
求職活動中	最長3か月まで （就労開始後に就労証明書を提出してください）
求職活動中で内定がある	1 か月 （就労開始後に就労証明書を提出してください）
入所児童の育児休業中で復職する	1 か月 （復職後に復職証明書を提出してください）
妊娠・出産	妊娠：妊娠中の期間 出産：出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
入院・疾病・介護・看護	療養・介護・看護に要する期間
就学中	在学期間

※ 保育の必要性を確認するための書類を毎年提出していただきます（1～2月頃）。詳しくは15ページ【8 入所継続のための家庭状況調査】をご覧ください。

※ 入所後に新たにお子様が生まれ、育児休業を取得する場合、育児休業取得期間中は引き続き在園中のお子様の通所が可能です。詳しくは11・12ページをご確認ください。

※ 支給認定証の有効期限とは、異なる場合がありますのでご注意ください。

（２）利用期間の満了

保育の利用期間が満了すると、認可保育施設に通所できなくなります。保育認定の要件を満たす就労証明書等の必要書類を提出していただくと、利用期間が変更されて、継続して認可保育施設に通所することができます。

（３）利用期間満了後の入所希望

保育の利用期間満了後、認可保育施設の入所を希望する場合は、新規入所と同様に再度申込みが必要となります。退所した翌月からの入所の申込みが可能です。保育を必要とする程度の高い方から入所が決定されますので、翌月の認可保育施設入所ができない場合があります。

（４）利用期間中の状況変更の届出方法

利用期間中にご家庭の状況が変わった場合は、『教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）』と変更内容を証明する書類（例：就労先の変更の場合は、新しい就労先の就労証明書等）の提出が必要です。詳しくは11・12ページ【6 家庭状況などの変更】をご覧ください。

状況変更により保育の利用期間が変更となる場合は、『利用承諾期間決定・変更通知書』を送付し、新たな利用期間をお知らせします。

3 保育料(利用者負担額)

(1) 保育料(利用者負担額)の決定方法

保育料(利用者負担額)は、10ページ【5 保育料(利用者負担額)徴収基準額表】に従い、保護者(原則父と母)の区市町村民税の所得割額の合計と、お子様のクラス年齢、保育の必要量(標準時間・短時間保育)により決定します。

	前期保育料	後期保育料
対象月	4～8月分	9～3月分
保育料(利用者負担額)決定通知	4月上旬ごろ通知	8月下旬ごろ通知

- ※ 父母以外の同居者(祖父母等)が家計の主宰者と判断される場合には、当該父母以外の同居者(家計の主宰者)の区市町村民税額を含めて階層判定を行います。
- ※ 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除等がある場合は、控除を適用する前の税額により決定されます。
- ※ 保育料決定後に区民税等の証明書類が提出された場合や、申告等により区民税等の税額が確認された場合には、保育料の再計算が行われます。変更月については、子ども施設課入園係までお問合せください。
- ※ 課税状況により、前期分と後期分の保育料が大きく変わる場合があります。
- ※ 個々の保育料をお知らせするために、『保育料(利用者負担額)決定通知書』は、ご兄弟まとめて一通ではなく、お子様ごとに一通ずつ発行します。

(2) 保育料算定資料について

令和6年1月1日以前から墨田区に在住の方は、住民税課税(非課税)証明書の提出の必要はありません。(当区の税務課に課税状況を照会します。)また、入所申込時に提出済みの場合は、再提出不要です。

区市町村民税が未申告または確認ができない場合、保育料はD23階層(最高額)で決定します。必ず申告し、子ども施設課入園係までご連絡ください。住民税の申告をしたかご不明の場合は、申告の有無を課税対象となる自治体の担当部署(墨田区の場合は税務課課税係)にご確認ください。

保育料	算定期間	賦課期日
前期保育料(4月～8月分)	令和6年度区市町村民税 (令和5年分の収入)	令和6年1月1日
後期保育料(9月～3月分)	令和7年度区市町村民税 (令和6年分の収入)	令和7年1月1日

○賦課期日現在、墨田区に住民登録がなかった方

マイナンバー制度による情報連携の開始により、住民税課税(非課税)証明書は、原則提出不要となりました。なお、何らかの事情で情報連携ができない方及び情報連携を行うことを拒否する方等は、従前どおり住民税課税(非課税)証明書(扶養義務のある方全員分)をご提出いただく場合があります。

○賦課期日現在、日本国外に居住していた方

収入金額及び控除金額を収入申告書(区書式)に日本円(平均レート)で記入のうえ、収入金額及び控除金額等が分かる書類(会社発行の給与支払証明書、給与明細書等)を添付して提出してください。

（３）保育必要量について

保育の必要量の認定に応じて２区分（標準時間・短時間）の保育料（利用者負担額）になります。新規入園したお子様については利用申込み時にご提出いただいた『教育・保育給付認定申請書』の就労状況等により決定します。また、区分を変更する場合は、『教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）』をご提出ください。提出した月の翌月からの変更となります。締切日など、詳しくは１１・１２ページ【６ 家庭状況などの変更】をご覧ください。

（４）保育料（利用者負担額）の基準日

保育料は国の定めにより、月単位での計算になります。毎月１日現在、認可保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず、その月分の保育料を負担していただきます。日割り計算をしないため、月の途中で退所しても１か月分の保育料がかかります。

（例）８月５日に退所した場合、８月分の保育料がかかります。

詳しくは１７ページ【１１ 退所（保育の利用解除）】をご覧ください。

（５）保育料（利用者負担額）のお支払い方法

◆認定こども園・小規模保育所・家庭的保育事業所（保育ママ）・居宅訪問型保育事業については、各施設にお問合せください。

<認可保育園>

原則、口座振替によるお支払いになります。「保育料口座振替（自動払込）依頼書」（３枚複写）をご記入後、金融機関で手続きが必要です。手続き後、金融機関の確認印が押された子ども施設課保管用（２枚目）を提出してください。

口座振替が開始されるまでは、在園している認可保育施設を通じて納付書をお渡ししますので、金融機関または子ども施設課入園係窓口にてお支払いください。

■納入方法■

- ・保育料の納期限（口座振替日）は、その月の末日です。末日が土日・祝日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に口座振替を行います。
- ・残高不足等で口座からの振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、翌月分と一緒に振替をします。（２か月分の保育料振替が限度となります）
- ・兄弟姉妹が保育施設を利用しており、既に口座振替の手続きを行っている場合は手続き不要です。また、兄弟姉妹で別々の口座から振替することはできません。

■注意事項■

保育料をお納めいただけない場合は、保育施設を通して督促状・催告書が送付されるほか、地方税法の例により滞納処分（就労先への給与調査や財産差押え等）をすることがあります。また、滞納がある場合、転園申込みや兄弟姉妹の保育施設入所申込みの際に利用調整上不利となります。お支払い忘れのないようご注意ください。

（６）保育料の軽減制度について

■幼児教育・保育の無償化■

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3 歳児クラスから 5 歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の 0 歳児クラスから 2 歳児クラスの子どもの保育料（利用者負担額）が無償となっています。ただし、延長保育、スポット延長保育は、無償化の対象にはなりません。なお、無償化に伴い、新たに行っていただく手続きはありません。

■保育所等利用多子世帯負担軽減事業■

令和 5 年 10 月から保育所等利用多子世帯負担軽減事業が開始され、保護者が監護し、生計が同一の子どもであれば第 2 子以上（兄弟姉妹の数え方に年齢制限はありません。）の保育料（利用者負担額）は無償となっています。ただし、延長保育、スポット延長保育は、対象外となります。なお、本制度は東京都の事業の補助金を使用して行うものです。今後、都の当該事業が終了する場合があります。その場合、子どもの数え方を就学前の範囲内で算定することとなり、第 2 子の保育料は、第 1 子の半額、第 3 子以降の保育料は無償となります。当該軽減事業について、原則新たに行っていただく手続きはありませんが、在園するお子様と兄弟姉妹の住民登録が異なる場合は、申請が必要になります。

■その他の減額について■

13・14 ページ【7 保育料（利用者負担額）の特例（減額）】をご参照ください。

（７）所得割額の算定について

保護者等が以下の①から④に該当する場合、現に子どもを監護している保護者等の所得割の額をもって算定します。（父母以外（祖父母等）の家計の主宰者や内縁者が存在する場合を除く。）

該当する場合には、子ども施設課入園係までご連絡ください。

- ① 別居中かつ離婚調停中等
- ② 別居中かつ DV により裁判所からの保護命令が出ている等
- ③ 行方不明で捜索願の届出をしている場合
- ④ 拘禁状態の場合



4 公立・公設民営認可保育施設の延長保育

◆私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育及びあづま幼稚園と保育ママの時間外保育については、各施設にお問合せください。

また、延長保育を行っていない施設があります。事前に各認可保育施設にご確認ください。

（１）申込手続き

【提出書類】

- ① 延長保育利用申込書 ② 父母の就労証明書
- ③ 出退勤の時刻が分かるもの（出勤簿やシフト表など）
- ④ ③が提出できない場合のみ）就労（就学）予定報告書

【提出期限】

利用希望月の前月２０日頃（各月で異なりますので、各認可保育施設にご確認ください。）

【提出先】

在園中の認可保育施設（転園の場合も、転園先で新たにお申込みが必要です。）

- ※ 希望者が定員を超えた場合は選考となり、希望月から延長保育を利用できないことがあります。
- ※ 転職又は勤務地・勤務時間の変更があった場合、上記①～③（②③は変更があった保護者のみ）の書類と教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更書）をご提出ください。延長保育要件があるかどうか、再度審査します。
- ※ 育児休業取得により、短時間保育になる場合や利用停止（休園）中の場合、延長保育は解除となります。育児休業や利用停止（休園）の終了後に延長保育を希望する場合は、再度申込みが必要となります。その際、定員に達している場合は希望月から延長保育を利用できないことがあります。

（２）延長保育（月単位）の利用基準

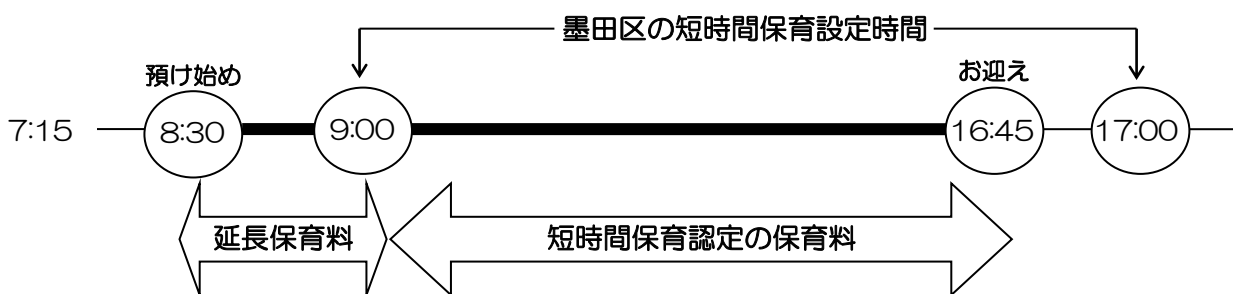
	標準時間	短時間
利用可能年齢	１歳の誕生日が属する月から	制限なし
申込条件	父母がともに仕事で週３日以上、お迎えの園到着時刻が午後６時１５分を過ぎる	父母がともに仕事で週３日以上、送迎時刻が短時間保育（午前９時から午後５時まで）の時間帯を超える
利用条件		前延長又は後延長のどちらかのみ利用（どちらも希望する場合は、認定を標準時間保育認定に切り替える）
料金（※１）	１時間単位の月額	３０分単位の月額（※２）

※１ 延長保育料の決定・徴収は、通常保育同様、墨田区が行います。

※２ 例１：前延長午前８時４５分～午前９時の１５分を利用する場合は、
一単位（３０分）の延長として取り扱います。

例２：後延長午後５時～午後５時４５分の４５分を利用する場合は、
二単位（６０分）の延長として取り扱います。

< 具体例 >：短時間認定のＤ１０階層の２歳児（第１子）



短時間保育料 27,100 円 + 延長保育料 1,350 円 = 月額保育料は合計 28,450 円となります。

(3) スポット延長保育

延長保育（月単位）とは異なり、保護者の急な残業などの場合に、1日単位で利用できます。申込方法等については各園にお問合せください。

	標準時間	短時間
利用可能年齢	原則1歳の誕生日が属する月から	制限なし
詳細	・月極の延長保育を行っている認可保育施設に当日空きがある場合、1時間単位（すみだ保育園は30分単位）でのお申込み	・1時間単位（すみだ保育園は30分単位）でのお申込み（月極の延長保育を行っていない認可保育施設でも利用可能） ・前延長と後延長を合わせての使用、月極の延長保育との組合せも可（※1）
料金（※2） （※3）	2歳児クラスまで：1時間600円（すみだ保育園は30分300円） 3歳児クラス以降：1時間400円（すみだ保育園は30分200円）	
利用時間	公立：午後7時15分まで 公設民営：午後8時15分まで （すみだ保育園は午後7時15分まで）	標準時間認定の保育時間 （前延長は午前7時15分から、 後延長は午後6時15分まで）

- ※1 例1：前延長午前8時45分～午前9時の15分と後延長午後5時～午後5時15分の15分を利用する場合は、合計30分なので一単位（1時間）の延長として取り扱います。
 例2：前延長午前8時15分～午前9時の45分と後延長午後5時～午後5時30分の30分を利用する場合は、合計75分なので二単位（2時間）の延長として取り扱います。
- ※2 公立保育園のスポット保育料の決定・徴収は、通常保育同様、墨田区が行います。
 公設民営園のスポット保育料の決定・徴収は、各公設民営園が行います。
- ※3 生活保護世帯・里親世帯等、区市町村民税が非課税または均等割のみの世帯、公共交通機関の遅延については、免除または減額になる場合があります。各種申請等については各認可保育施設にお問合せください。

(4) お子様が2人以上いる場合の延長保育料（月単位）

公立・公設民営の認可保育施設における月単位の延長保育については、小学校就学前の範囲内にお子様が2人以上いる場合、最年長のお子様を第1子、その下のお子様を第2子、3人目以降のお子様を第3子とし、第1子と第2子は全額、第3子は無償となります（別々の認可保育施設に通うお子様、認可外保育施設や幼稚園に通うお子様も人数に含みます。ただし、小学生以上のお子様は人数に含みません）。また、区市町村民税の所得割額が57,700円未満の場合は年齢制限を撤廃し、小学生以上もカウントします。さらに、要保護世帯に限り、区市町村民税の所得割額が77,101円未満の場合第1子半額、第2子と第3子は無償となります。保育料については、10ページ【5 保育料（利用者負担額）徴収基準額表】をご覧ください。（私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育料及びあづま幼稚園と保育ママの時間外保育料は、各施設にご確認ください。）



5 保育料(利用者負担額)徴収基準額表

＜令和 7 年度＞

※保育料（利用者負担額）は、お子様のクラス年齢と世帯（原則父と母）の市区町村民税の合計で階層を決定します。

（単位 円）

階 層	区民税等の条件 ※区市町村民税を計算するとき、 住宅借入金等特別税額控除、寄 附金税額控除、外国税額控除、 配当控除等の規定は、適用され ません。	保育料(月額)				公立保育園及び 公設民営保育園の延長保育料(月額)						
		0～2 歳児クラス			3～5 歳 クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス	0～2 歳児 クラス	3 歳児 クラス	4、5 歳児 クラス	
						第 1 子・第 2 子						
		第 1 子				第 2 子 以上	標準時間			短時間		
							標準時間	短時間	1 日 1 時間の場合の月額保育料			短時間保育の前後の 30 分単位
A	生活保護世帯、里親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	区民税非課税(ひとり親世帯)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	区民税非課税(その他の世帯)	0	0	0	0	200	200	200	100	100	100	
C	区民税均等割のみ	3,700	3,100	0	0	1,000	1,000	1,000	400	400	400	
D1	区民税所得割 5,000 円未満	4,000	3,400	0	0							
D2	5,000～10,000 円未満	4,800	4,000	0	0							
D3	10,000～23,200 円未満	9,400	7,900	0	0	1,300	1,300	1,300	550	550	550	
D4	23,200～36,400 円未満	11,400	9,500	0	0							
D5	36,400～48,600 円未満	12,700	10,600	0	0							
D6	48,600～72,800 円未満	19,900	16,600	0	0	2,000	1,900	1,800	850	750	750	
D7	72,800～97,000 円未満	24,300	20,300	0	0	2,400			1,050			
D8	97,000～115,000 円未満	27,700	23,100	0	0	2,700			1,150			
D9	115,000～133,000 円未満	30,200	25,200	0	0	3,000	2,000	2,000	1,250	850	850	
D10	133,000～151,000 円未満	32,500	27,100	0	0	3,200	2,300	2,200	1,350	950	900	
D11	151,000～169,000 円未満	34,900	29,100	0	0	3,400	2,400	2,400	1,450	1,000	1,000	
D12	169,000～185,500 円未満	37,900	31,600	0	0	3,700	2,600		1,550	1,050		
D13	185,500～202,000 円未満	40,000	33,400	0	0	4,000	2,700		1,650	1,100		
D14	202,000～218,500 円未満	41,800	34,900	0	0	4,100	2,800		1,700	1,150		
D15	218,500～235,000 円未満	43,900	36,600	0	0	4,300	3,000		1,800	1,200		
D16	235,000～251,500 円未満	46,600	38,900	0	0	4,600	3,100	2,500	1,900	1,250	1,050	
D17	251,500～268,000 円未満	48,400	40,400			4,800			2,000			
D18	268,000～284,500 円未満	50,000	41,700			5,000			2,050			
D19	284,500～301,000 円未満	51,800	43,200			5,100			2,150			
D20	301,000～349,000 円未満	56,800	47,400	0	0	5,600	3,200	2,600	2,350	1,300	1,100	
D21	349,000～397,000 円未満	63,400	52,900			6,300			2,600			
D22	397,000～443,600 円未満	69,200	57,700			6,900			2,850			
D23	443,600 円以上	73,800	61,500			7,300			3,050			

- ・ 4 月 1 日のクラス年齢が基準年齢になります。
- ・ 4～8 月分の保育料は令和 6 年度区市町村民税、9～3 月分の保育料は令和 7 年度区市町村民税をもとに計算されます。
- ・ 私立認可保育園（公私連携型を含む）、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所の延長保育及びあづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）の時間外保育は、各施設の自主事業として行っているため、上記基準額標の延長保育料と異なる場合があります。また、公立保育園等で適用される延長保育料の減免等が適用にならない場合があるため、各施設に直接ご確認ください。
- ・ あづま幼稚園と家庭的保育事業所（保育ママ）は短時間のみの利用となります。

6 家庭状況などの変更

ご家庭の状況に変更がある場合は、必要書類を在園する認可保育施設（保育ママを除く）または子ども施設課入園係までご提出ください。申請に必要な用紙は各認可保育施設（保育ママを除く）にあります。また、墨田区のホームページからもダウンロードできます。（裏表紙【書類の配布場所・提出先について】参照）

（１）教育・保育給付認定変更及び保育料（利用者負担額）変更の基準日

提出期限までに届を提出し、教育・保育給付認定や保育料の変更が認められたときは、原則、届出のあった月の翌月から教育・保育給付認定及び保育料が変更となります。

変更が生じたにもかかわらず、届が期限までに提出されずに遅れた場合は、毎月１日の届出は当月からの変更、それ以降は提出月の翌月からの変更となります。保育料（利用者負担額）の遡及還付はございませんので、届出遅れのないようにしてください。

（２）育児休業を取得される場合（１２ページ⑫参照）

新たにお子様生まれ、育児休業を取得する場合は、「教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）」及び「育児休業証明書」を提出してください。なお、在園中のお子様の育児休業を取得することはできません。下のお子様の育児休業期間中も、引き続き在園中のお子様の通所が可能です。ただし、保育時間は短時間保育になります。

（３）在園中の各種手続き

※ 就労証明書や育児休業証明書等の提出が遅れる場合は、先に教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）を提出してください。

変更事項	必要書類	備考	提出期限
① 区内転居	○教育・保育給付認定変更申請書 （兼届出事項変更届）		変更のあった月の月末まで
② 区外転出	○退所届		退所する月の 10 日まで （詳しくは 17 ページ参照）
③ 就労先変更 （転職）	○教育・保育給付認定変更申請書 （兼届出事項変更届） ○就労証明書		変更のあった月の月末まで
④ 出産 （産前休暇の 取得・退職等）	○教育・保育給付認定変更申請書 （兼届出事項変更届） ○親子（母子）健康手帳のコピー （表紙と分娩予定日が明記された部分）	出産に伴い退職した場合、出 産予定月の 2 か月後までは 出産の保育要件で引き続 き在園が可能です。その後 につきましては⑬をご覧 ください。	
⑤ 住民税の 修正申告	○教育・保育給付認定変更申請書 （兼届出事項変更届） ○対象の方のマイナンバー（個人番 号）確認書類（既に子ども施設課 入園係へご提出済みの方は除く）	必要書類を受理後、保育料の 再算定を行います。	
⑥ 生活保護の 開始・廃止	○教育・保育給付認定変更申請書 （兼届出事項変更届） ○生活保護受給証明書等		

変更事項	必要書類	備考	提出期限
⑦結婚	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○新しい保護者のマイナンバー(個人番号)確認書類 ○保育要件確認書類(就労証明書等)	新しい保護者の区市町村民税を含めて保育料の再算定を行います。	<u>事象発生月の月末</u> (各月の1日が事象発生日の場合は、1日に提出) 例: 9月15日付けで結婚する場合は9月末まで
⑧離婚	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○離婚の事実が分かる証明書(戸籍謄本や離婚届受理証明書等) ○口座振替依頼書(口座を変更する場合のみ)	離婚後も同居している場合を除き、保育認定事由を不存在に変更し、保育料の再算定を行います。	例: 10月1日付けで離婚した場合は10月1日 例 11月10日付けで別居中かつ離婚調停中になった場合は11月末まで
⑨別居中かつ離婚調停中等	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○調停期日通知書または離婚(協議・調停)証明書 ○別居に関する申立書	保育料の再算定を行います。	
⑩退職	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○解雇の場合は離職票等	保育必要量は短時間保育になります。 引き続き在園を希望する場合、3か月以内に就労し、就労証明書を提出してください。提出がなければ、保育要件が確認できず退所となります。 生計の中心者が解雇・倒産した場合は、保育料が減額になることがあります。詳しくは13~14ページをご覧ください。	<u>原則事象発生月の20日</u> 例: 5月31日付けで退職する場合は5月20日まで 例: 6月15日付けで就職し、 <u>7月から標準時間に変更する場合は6月20日まで</u> 例: 6月15日付けで就職し、 <u>6月から標準時間に変更する場合は5月20日まで</u> (就労証明書は就労開始後提出)
⑪就職	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○就労証明書		
⑫育児休業の取得	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○育児休業証明書	<u>保育必要量は短時間保育になります。</u>	例: 7月15日付けで育児休業を取得する場合は7月20日まで
⑬妊娠・出産認定期間の終了	・就労を開始する場合 ○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届) ○就労証明書		<u>認定期間終了月の20日</u> 認定期間が8月末までの場合 例: 9月1日から就職する場合は8月20日まで
	・求職活動を開始する場合 ○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届)	<u>保育必要量は短時間保育になります。</u>	例: 9月1日から求職活動を開始する場合は8月20日まで
⑭保育必要量の変更	○教育・保育給付認定変更申請書 (兼届出事項変更届)	上記各種変更事項も伴う場合、就労証明書等の必要書類も提出してください。保育料の再算定を行います。	<u>変更月の前月20日</u> 例: 5月1日から標準時間→短時間に変更する場合は4月20日まで

7 保育料（利用者負担額）の特例（減額）

（１）教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）の提出

保育料は、下記の理由により特例（減額）を申請することができます。『教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）』に下記の必要書類を添付して、在園中の認可保育施設または入園係に提出してください。

条件	適用階層	適用期間	必要書類
生計を主として維持する者（※１）が、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその財産について著しい損害（半壊、全壊等）を受け、区市町村からり災証明書の交付を受けた者。	０円	年度内	り災証明書
生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により、著しく減少（※２）したこと。	１階層低位	３か月	入園係へご相談ください
生計を主として維持する者が、死亡したこと、またはそのものが心身に重大な損害（※３）を受け、若しくは長期間入院（※４）したことにより、その者の収入が著しく減少（※２）したこと。	１階層低位	３か月	＜必ず必要な書類（収入に関する書類）＞ １ 前年の世帯収入（父母）が分かる証明書類 …源泉徴収票等 ２ 直近３か月の世帯収入（父母）が分かる証明書類 …給与明細書等 ＜状況に応じて必要な書類＞ 「死亡」 …事実が分かる証明書類 「心身に重大な損害及び長期間入院」 …病状内容確認書（※墨田区指定の用紙） または入院等の事実が分かる証明書類 「休廃止」 …ハローワーク、税務署、区市町村等での休止 または廃止の届出が証明できる書類 「事業における著しい損失」 …前年の売上と直近３か月の売上を証明できる書類 「失業」 …ハローワーク発行の失業証明書類
生計を主として維持する者の収入が、事業または業務の休廃止（※５）、事業における著しい損失（※６）、失業等（自己都合は除く）により、著しく減少（※２）したこと。	１階層低位	３か月	

- ※１ 生計を主として維持する者とは、保護者のうち、より前年の収入が高い者をいう。
- ※２ 著しく減少とは、前年の世帯平均収入より、直近３か月の同収入が５割以上減少した場合をいう。
- ※３ 心身に重大な損害とは、就労不可または就労が制限される程度の損害をいう。
- ※４ 長期間入院とは、１か月以上の入院、または１か月未満の入院後、引き続き自宅療養をしておりその期間が通算１か月以上となる場合。
- ※５ 業務の休廃止とは、ハローワーク、税務署、区市町村等へ休止または廃止の届出をしている者をいう。
- ※６ 著しい損失とは、事業における前年の平均売上より、直近３か月の同売上が５割以上減少した場合をいう。
- ※ 教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）等、墨田区指定の用紙は、在園中の認可保育施設、または区のホームページから取得できます。
- ※ ２つ以上の条件に該当する場合は、適用階層がより低くなる条件のみを適用します。
- ※ 特例（減額）は、保護者から教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）に基づく申請があった場合にのみ適用されます。現況届等で家庭状況の変更を届け出ただけでは適用されません。
- ※ 特例（減額）条件に当てはまる家庭状況の場合でも、原則として入園係・認可保育施設から特例（減額）をお知らせすることはありません。特例（減額）条件に当てはまる場合は保護者自身で特例（減額）の申請を行ってください。

●特例（減額）の例

父の事業が休業止し、7月からの減額を申請する場合

	直近3か月の収入（A）			前年の収入（B）
	4月	5月	6月	
父	300,000 円	0 円	0 円	4,500,000 円
母	60,000 円	70,000 円	75,000 円	850,000 円

上記の例の場合、生計を主として維持する者は、より前年の収入が高い父となります。

直近3か月の1か月あたりの世帯平均収入…505,000 円（Aの合計）÷ 3 = 168,333 円

前年の1か月あたりの世帯平均収入…5,350,000 円（Bの合計）÷ 12 = 445,833 円

直近3か月の1か月あたりの世帯平均収入 168,333 円が、前年1か月あたりの世帯平均収入 445,833 円の5割以上減少しているため、7月から3か月間階層が1階層低位します。

（2）特例（減額）が適用される金額・基準日

特例（減額）申請の結果について、適用があり保育料が減額される場合には『保育料（利用者負担額）変更通知書』を、適用がなく保育料が減額されない場合には『保育料（利用者負担額）決定通知書』を送付してお知らせします。

毎月1日までの届出は当月からの特例（減額）適用となります。それ以降の届出の場合は、届出した月の翌月からの特例（減額）適用となります（ただし、4月及び9月は当月から特例（減額）適用となります）。

適用期間満了後に引き続き特例（減額）の対象となる場合、また翌年度も引き続き特例（減額）の対象となる場合は、再度、教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）と添付書類の提出が必要となります。お忘れにならないようお願いします。

※ なお、遡及還付はありませんので、ご注意ください。



8 入所継続のための家庭状況調査

(1) 現況届等の提出

毎年1～2月頃に翌年度の保育を継続する意思と保育の必要性を確認するために『保育継続確認書（兼教育・保育給付認定現況届）』等を提出していただきます。用紙は通所している認可保育施設で配付します。提出のない場合は、保育の継続の確認ができないため、利用解除（退所）となる場合があります。

(2) 提出書類

2人以上のお子様が通所している場合、1部の提出でかまいません。兄弟姉妹が別々の認可保育施設に通所している場合は、一番上のお子様が通所する認可保育施設に提出してください。

① 保育継続確認書（兼教育・保育給付認定現況届）

② 保育要件証明書（父母分が必要）

「保護者の状況」	「提出する書類」
就労・育児休業中	就労証明書 ※自営の方の会社の運営を確認できる書類の提出は不要です。
不存在	不存在の証明書類を提出済の場合は、再提出は不要です。
就学	在学証明書
疾病	病状内容確認書〔申込児童以外〕
障害	障害者手帳のコピー（等級がわかる部分）
介護・看護	介護状況申告書及び診断書・障害者手帳のコピー・要介護度がわかるもの等
妊娠・出産	親子（母子）健康手帳のコピー（表紙、分娩予定日記入のページ）
求職活動中	なし（保育継続確認書にいつから求職活動中かご記入ください。）

※ 「現況届」による調査時点で家族構成、収入、就労状況などが変更になっていても、教育・保育給付認定変更申請書（兼届出事項変更届）等の所定の届が提出されない限り、認定の変更や保育料（利用者負担額）の特例（減額）は適用されません。

9 保育の利用停止（休園）

（１）保育の利用停止（休園）申出書の提出

下記の理由により、認可保育施設に1か月以上通所できなくなる場合は、原則として事前に『保育の利用停止（休園）申出書』を提出してください。下記以外の場合は保育の利用停止の事由にあらず、『欠席』扱いとなります。

保育の利用停止（休園）が可能な場合	『保育の利用停止（休園）申出書』の他に必要な提出書類
入所児童が入院・傷病のため1か月以上通所できない	病状内容確認書〔申込児童用〕など（治療期間（入院・診療期間併せて1か月以上）が明記されたもの）
保護者が入院のため、1か月以上入所児童が現在の住所から離れ通所できない	病状内容確認書〔申込児童以外〕など（治療期間（入院・診療期間併せて1か月以上）が明記されたもの）
保護者が出産のため、1か月以上入所児童が現在の住所から離れ通所できない	親子（母子）健康手帳のコピー（表紙及び分娩予定日記入のページ）

（２）『保育の利用停止』の期間

利用停止期間の限度は最大連続『3か月間』です。『停止』はあくまで一時的な取扱いのため、合計連続3か月を超えて認可保育施設に通所しない見込みの場合は、退所となります。『退所届』を提出してください。（欠席の場合も同様の取扱いとなります。）

入院・傷病の場合、病状内容確認書（または同内容の診断書）に記載されている診療期間中は利用停止可能です。

また、出産の場合、分娩予定月を含む前後2か月の5か月間のうち最大連続3か月が利用停止可能です。

（例）7月15日分娩予定の場合、利用可能月は5月1日から9月30日の間で最大連続3か月間

入所後すぐに第2子出産を控え、入所児童を連れて里帰り出産をする場合でも、入所した月の初日から休園制度を利用することはできません。

（３）『保育の利用停止承諾・不承諾通知書』の送付・停止期間中の保育料

利用停止（休園）の可否については、『保育の利用停止承諾・不承諾通知書』を送付してお知らせします。停止が認められた場合は、該当期間中は『停止』扱いとなり、該当期間のうち1日が属する月の保育料が免除されます。

（例） 8月15日から9月14日まで利用停止（休園）する場合、8月分の保育料はかかりますが、9月分の保育料は免除されます。停止期間中は認可保育施設に通所できません。

『欠席』扱いの場合、保育料は免除されません。

10 転所（申請方法）

「保育施設利用申込みのご案内」をご覧ください、新規入所と同様に申請を行ってください。

転所が内定した場合は、区役所から内定通知、または電話でご連絡いたします。内定連絡後、内定先の認可保育施設で再度面接・健康診断を受けていただいて正式な転所となります。

延長保育は、転所先であらためて、申込みが必要です。希望者が定員を超えた場合等によりご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

※ 4月（一次）の利用調整において、転所希望で内定した場合、転所により空きが出た認可保育施設の利用調整も同時に行うため、元の認可保育施設には別の方が内定します。そのため、元の認可保育施設には戻ることはできません。

11 退所（保育の利用解除）

（1）『退所届』の提出と『保育所等利用解除通知書』の送付

認可保育施設を退所する場合は、退所する月の10日までに『退所届』を提出してください。ただし、下記の理由による場合は、『退所届』の提出の有無にかかわらず退所していただくことがありますのでご注意ください。

退所届が提出されると、『保育所等利用解除通知書』を送付して解除(退所)した旨をお知らせします。退所する月の翌月以降は認可保育施設に通所することはできません。

「退所」になる理由
① 求職活動中で入所してから、または仕事をやめてから、3か月以上就労していない
② 区外へ転出した ※下記参照
③ 3か月を超える休園又は欠席など、保育の必要性の事由に該当しない
④ 「現況届」を提出せず、継続して入所することの意思が確認できない
⑤ 虚偽の内容で申込みをして入所した

（2）区外へ転出した後も現在通っている認可保育施設に引き続き通いたい場合

転出先での保育利用申込等、所定のお手続きがありますので、入園係までご連絡ください。

転出時に墨田区内に保護者のいずれかの勤務先が無い場合や、年度の途中で墨田区外へ転職・異動等になった場合は、当該年度末で退所となります。

なお、翌年4月1日時点で4・5歳児クラスの場合は、保護者の勤務先が墨田区内にない場合でも、卒園まで在園できます。

※ 原則、父母の保育認定事由が就労である必要がありますが、新たに認定を行う転出先の自治体が認める場合は、その他の保育要件でも在園できます。

※ 同じ月に2か所以上の認可保育施設に在園することはできません。

（３）保育の利用解除の基準日

解除の基準日は毎月１日です。２日以降の届出の場合は翌月１日付けで解除となるため、その月の保育料をいただくことになりますので、退所の予定がある場合は、お早めに退所届をご提出ください。

(例) ８月３１日で退所の場合でも、９月５日に退所届を提出すると、９月分の保育料がかかります。



■書類の配布場所・提出先について■

* 書類の配布場所

申請書等は、各認可保育施設（保育ママを除く）にあります。
また、墨田区のホームページからダウンロードも可能です。
右側のQRコードから保育施設に関する申請書の一覧をご確認いただけます。



* 書類の提出先

在園中の認可保育施設、または子ども施設課入園係
※ 保育ママをご利用の場合は、子ども施設課入園係にご提出ください。

* 電子申請

以下の申請は「電子申請」が可能です。ご活用ください。
○復職証明書の提出
○退所届の提出
右側のQRコード（LoGo フォーム）からご提出いただけます。



ひと、つながる。
墨田区

墨田区福祉事務所 子ども施設課 入園係
〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所 4 階）
TEL 03-5608-6152・6712（直通）
（平日 8:30～17:00 ※水曜 8:30～19:00）

認可保育施設在園中の手引き、在園に関する必要な書類については右側のQRコードからもご覧いただけます。

